

令和7年度福島12市町村の移住促進に資する戦略的情報発信における映像コンテンツの制作・配信及び現地体験型イベントの実施業務

1 委託業務名

令和7年度福島12市町村の移住促進に資する戦略的情報発信における映像コンテンツの制作・配信及び現地体験型イベントの実施業務

2 背景及び目的

「ふくしま12市町村移住支援センター」(※1)(以下「移住支援センター」という。)では、福島12市町村(※2)(以下「12市町村」という。)への移住促進に向けて各種施策を展開しており、これらの各種施策を広く周知するためのプロモーション活動(※3)を進めている。

本業務は、移住促進の主なターゲットである首都圏の20～30代の若者に向けた映像コンテンツを制作し、メディア等を活用した戦略的な情報発信を行うことで、移住希望者の移住に関する情報の理解が促進され、メディアへの露出を高めることで現地視察や移住促進に資する各種行動(ツアー・イベント参加/メールマガジン登録/移住相談等)への興味・関心を喚起することで、行動の変容を促す機運を醸成することを目的とする。令和5年度及び6年度の本事業は、12市町村移住の認知拡大を主目的としていたが、令和7年度は、現地訪問を通じた理解促進及び移住意欲の喚起を企画の重点に置く。

※1:移住支援センターは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が福島県より受託し運営する。

※2:12市町村とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を指す。

※3:プロモーション活動は広告の制作と運用、映像コンテンツの活用、PR イベントで構成しており、令和6年度に制作した広告例は以下のとおり。併せて当該サイトへ誘導するための運用も実施。

○YouTube TrueView 広告(再生リスト)

・理解促進目的

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLFDZxRnc5X-c7ocd3dbrrDQIaXOdr50aT>

・認知拡大目的

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLFDZxRnc5X-eb3K9Sbs6OgRaMlpxle9y>

○YouTube タイアップ動画

<https://www.youtube.com/watch?v=VYFk6cBvqeA>

<https://www.youtube.com/watch?v=3XhK2vVPQ20>

○映像コンテンツの活用

<https://mirai-work.life/lp/kazenofukushima/>

○PR イベント

<https://mirai-work.life/lp/kazenofukushima-event/>

3 業務内容

以下の項目について企画提案すること。

提案内容の実施においては、企画提案を基に移住支援センターと協議のうえ、内容を決定することとする。

なお、企画提案及び業務の実施に当たっては、移住支援センターが令和7年1月に公開した「第6回福島移住促進のための情報発信に向けたインターネットパネル調査分析 (<https://www.fpo.or.jp/news/34290>)」を参考とすること。

(1) プロモーションプランの実施

ア 業務内容

メインターゲットである主に20～30代の首都圏等の居住者をターゲットとする、効果的な移住誘因施策を検討した上で、映像コンテンツを制作し、各種媒体を活用した展開を行うこと。併せて、映像を視聴したターゲット等が実際に12市町村へ足を運び、現地視察及び理解促進にもつながる現地体験型イベント(以下、イベント)を実施すること。

映像コンテンツ制作と展開、イベント実施については、プロモーションを総合的かつ計画的に展開すること。

イ 要件

(ア) 映像コンテンツの制作と展開

- a ターゲット層に合わせた媒体の種類とその運用手法を企画提案し、移住支援センターと協議のうえ、実施すること。

- b 映像コンテンツの制作に当たっては、視聴者が「移住」について検討することを誘引する内容とし、12市町村内での撮影を取り入れた内容を企画提案し、実施すること。また制作した映像は、協議の上、移住支援センターにおいてもPR素材として一定期間使えるものとする。
- c 映像コンテンツの展開については、各種媒体を活用し効果的な運用手法を企画提案し、移住支援センターと協議のうえ、実施すること。
- d 展開状況を分析し、レポートをまとめ提出すること。また移住支援センターから要請があった場合には説明を行うこと。

(イ) イベントの実施

- a 本事業においては、(ア)で制作・展開した映像コンテンツ等を活用し、視聴した移住潜在層等が、実際に12市町村を訪問するきっかけとなることを目的となるよう、幅広いターゲットの関心を集めるイベントを企画・提案すること。
- b イベントでは、参加者が「移住」を検討することを誘引する内容(12市町村の紹介や先輩移住者・住民との交流等)を加味すること。企画内容の詳細や目標とする参加者数等については、移住支援センターと協議の上決定すること。
- c イベントの開催は、原則令和7年11月末日を期限とし1回以上実施する。
- d 開催場所は12市町村内とし、会場数や屋内・屋外(帰還困難区域は除く)の制限は問わない。
- e イベントについては、企画規模・内容に基づき、一定の集客が見込まれるものであれば、参加者に対して一定の負担を求めることは可能とする。
- f イベントの様子を撮影・編集した映像コンテンツを制作し、それを(ア)_cと同様に展開すること。また移住支援センターのウェブサイト「未来ワークふくしま(<https://mirai-work.life/>)」にて配信するための編集も併せて行うこと。なお、制作する映像コンテンツの内容や利用の詳細については、契約時に移住支援センターと協議の上決定すること。
- g イベントの参加者及び申込者等については、移住支援センターで実施するメールマガジンやLINEへの登録を促すよう企画内容に加味する等、移住潜在層の掘り起こしを行うこと。

h 天候不良やその他不測の事態によりイベントが中止または延期となる場合の対応および業務委託料の支払い条件等については、契約時に移住支援センターと協議の上決定すること。

(ウ) イベントの告知・広報

- a イベント企画について、取組みの周知や参加者の拡大に向けて、プレスリリース等の作成、配信、取材依頼等の働きかけを行うこと。
- b 移住支援センターが用意するウェブサイト上にランディングページを作成すること。
- c 移住支援センターが実施するウェブサイト、SNS(X、Facebook、Instagram)等を活用した告知・広報に素材の提供を行うこと。内容については移住支援センターと事前に協議すること。
- d イベントを、上記デジタル媒体のような不特定多数に広く周知する方法以外にも、潜在的・顕在的移住希望者に直接アプローチする手法について積極的に企画提案すること。

(2) プロモーションプランの管理・報告

- ア 立案した企画については、移住支援センターと協議を行い、実施計画書を作成し、移住支援センターの承認を受けること。実施計画書の承認後、運営マニュアル等を作成し、報告すること。移住支援センターからの要望があれば、随時協議を開催するものとする。
- イ 事業内で制作した映像コンテンツ及びイベント内容、PR等によって露出した記事・映像等はクリッピングし、データで納品すること。

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

5 提出物及び提出先

(1) 契約締結後、速やかに下記のを紙面にて提出すること。

	書類名	様式等	媒体	備考
1	着手届	様式第1号	紙	
2	主担当者通知書	様式第2号	紙	
3	実施体制図	任意様式	紙	責任者及び担当者を明記すること

4	実施工程表	任意様式	紙	
5	その他	任意様式	紙	委託者が必要と認める書類

(2)業務完了後、速やかに下記ものを提出すること。

	書類名	様式等	媒体	備考
1	完了届	様式第3号	紙	
2	請求書に係る内訳書	任意様式	紙	
3	事業報告書	様式第4号	紙	3部
4	事業報告書及び事業報告書に掲載した画像の電子データ	任意様式	電子データ	2部
5	本業務において作成した資料等	任意様式	電子データ	
6	その他、本業務にて収集した情報について移住支援センターが求める様式で提出を行う。	任意様式		委託者が必要と認める様式

(3)提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
 ふくしま12市町村移住支援センター 企画部広報課
 〒979-1111 双葉郡富岡町小浜 553 番地2(福島県富岡合同庁舎2階)
 連絡先 0240-23-4367

6 契約に関する条件等

(1)移住支援センターとの調整

本業務を遂行するに当たっては、移住支援センターと十分調整した上で業務を行い、移住支援センターの指示に従うこと。

(2)書類等の適正な管理・保管

受託者は、参加者等から提出のあった各種書類を適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、移住支援センターからの求めに応じ検索し提出できるようにすること。

7 受託者の責務

(1)苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに移住支援センターへ報告すること。

(2)信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施に当たり各種法令等を遵守し、移住支援センターの信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。

なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。

なお、個人情報に記載された資料については、業務完了後、移住支援センターに返還すること。

(4) 備品等の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

8 業務実施における注意事項

- (1) 委託業務実施に当たっては、適宜、移住支援センターと協議し進めること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、移住支援センターと協議すること。
- (3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに移住支援センターに連絡し、受託者の責任において解決を図ること。
- (4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、移住支援センターと協議し、その指示に従うこと。

9 その他

- (1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託事業者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、移住支援センターと協議の上、決定すること。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむをえず再委託する必要がある場合は、移住支援センターと協議し、承諾を得ること。
- (5) 受託者は、移住支援センターと定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協

議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

- (7) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、移住支援センターに帰属するものとする。
- (8) 本委託業務の受託者は、移住支援センターの許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに移住支援センターへ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら移住支援センターの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、移住支援センターは、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (10) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、移住支援センターに協力すること。